

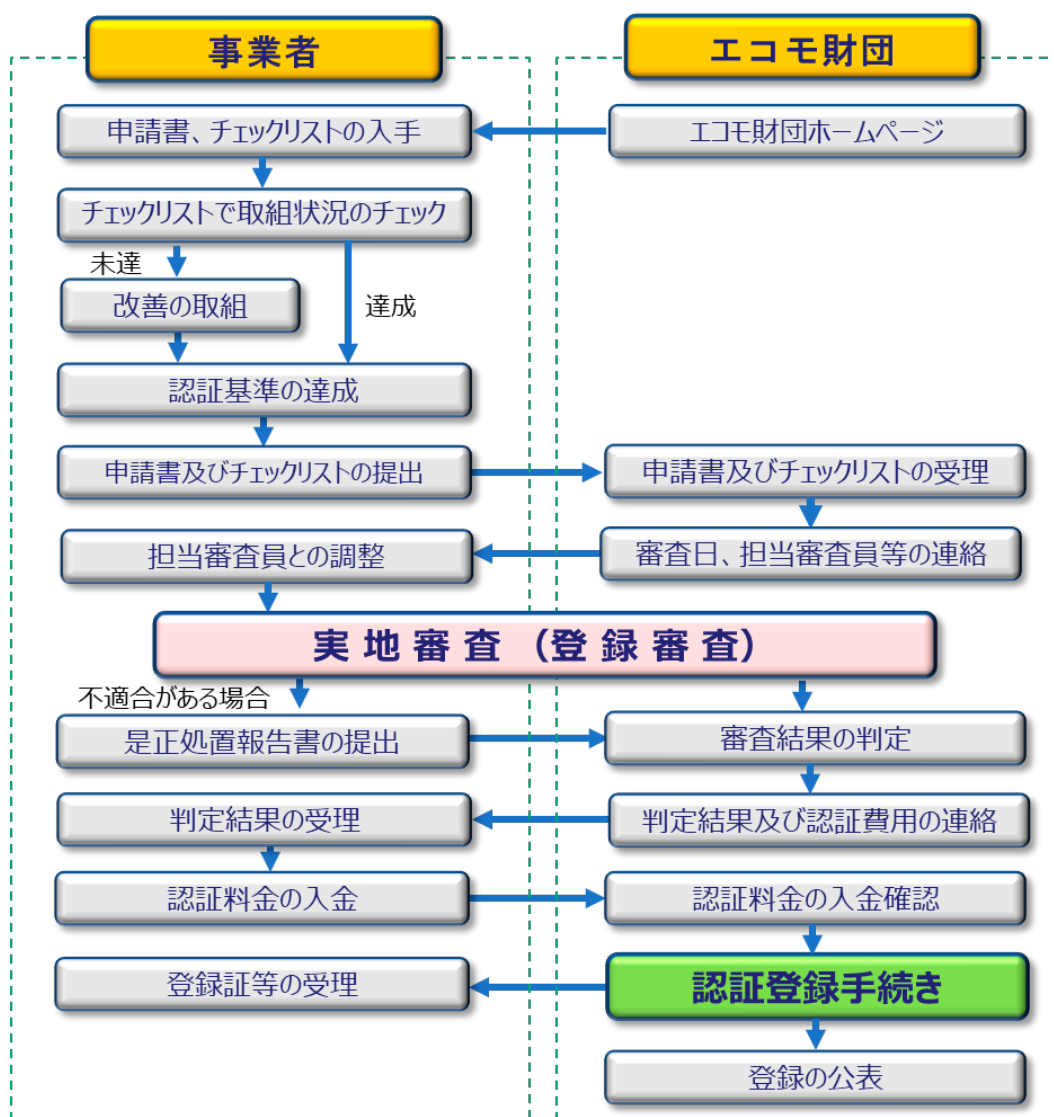
# 第6章 審査申請関連

## 1. グリーン経営認証取得の手引き

この手引きは、認証取得に関連して、申請手続き、認証登録の単位、審査、登録、苦情及び異議申立てなど各種の事柄に関する規定です。

認証申請の際には、この手引きをお読みいただき、内容について、ご理解、ご了承の上、申請を行ってください。

### グリーン経営認証取得までの流れ



## 1. 審査と登録の手順

### 1.1 申請書の入手

審査を希望する事業者の方は、「グリーン経営認証審査申請書」（審査登録対象事業所一覧表を含む）と「申請用チェックリスト記入用紙」（以下「チェックリスト」）をエコモ財団・グリーン経営のホームページから入手（ダウンロード）してください。郵送による入手をご希望の場合にはエコモ財団・グリーン経営業務室までご連絡ください。

### 1.2 審査申請書及びチェックリストの提出

「グリーン経営認証審査申請書」（審査登録対象事業所一覧表を含む）に所定の事項を記入し、「チェックリスト」と共に郵送にてエコモ財団・グリーン経営業務室に提出してください。

なお、申請書類 WEB 送信サービスをご利用いただければご郵送は不要です。

エコモ財団は、チェックリストの内容が認証基準を満たしていることを確認の上、申請を受け付けます。

### 1.3 認証登録の対象と単位及び申請方法

認証登録は事業用車両（緑ナンバー車）を保有している事業所単位になります。複数事業所を同一のチェックリストでまとめて管理している場合は、一括して申請することができます。なお、一括申請する際には、取り組んでいる事業所が一か所でもあればチェック項目の判定で Yes を選択することができます。ただし、表については事業所ごとに別々に作成しても、一括でまとめて作成しても構いません。

なお、事業用車両を保有していない本社の場合でも、認証基準のうち本社が独自で出来る項目について取り組んでおり、かつ各事業所のデータを基にした管理（一部でも可）を実施している場合には、事業用車両を保有する事業所と一緒に申請であれば対象になります。

### 1.4 複数事業所の一括申請における審査方法

審査登録対象事業所の半数以上の事業所を現地審査します。初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所について書類の抜き取り審査を行います。したがって、現地審査対象外の事業所の環境保全管理責任者にも同席していただきます。

その他の現地審査は各事業所での実施状況を審査します。

### 1.5 審査日、担当審査員及び認証費用見積書の連絡

エコモ財団より、審査日と担当する審査員及び認証費用の見積書を書面でお知らせします。審査日が近づきましたら、現地事業所への交通手段や訪問時間、審査スケジュール等についての調整のため、別途担当審査員から連絡させていただきます。

なお、担当審査員の忌避は、正当な理由による申し出がある場合に限り認められます。エコモ財団は理由を正当と認めた場合、審査員の交代を行います。

## 1.6 登録審査（実地審査）

審査員は、審査当日に事業所を訪問し以下の手順で審査を行います。

- 1) 審査前会議で、審査の進め方の説明と時間割を打ち合わせします。
- 2) 実地審査を行います。
- 3) 不適合事項(認証基準を満たしていない事項)があった場合、責任者に内容を確認します。
- 4) 審査終了後に、「審査報告書」を作成します。
- 5) 審査後会議で、審査結果、不適合事項等について責任者に報告します。
- 6) 不適合事項については、「不適合報告書兼是正処置報告書」をお渡しします（1.7 参照）。
- 7) 責任者は、「審査報告書」及び不適合事項があった場合には「不適合報告書兼是正処置報告書」に署名をしてください。
- 8) 全ての審査が終了した後、審査結果をエコモ財団に報告します。

## 1.7 是正処置報告書の提出

不適合事項があった場合は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」の「是正処置の内容」欄に記入して、責任者が確認の上、担当審査員に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。提出期限は、審査日から起算して 60 日以内です。

「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が、認証基準を満たしていない(是正処置が不十分である)場合は、その旨をご連絡します。

その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出していただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は審査日から起算して 60 日以内とします。

## 1.8 審査結果の判定

エコモ財団は、審査員が作成した「審査報告書」に基づき審査結果の判定を行います。認証基準をすべて満たしているとエコモ財団が判断した場合に、登録可と判定されます。

不適合事項があった場合は、1.7 の「不適合報告書兼是正処置報告書」を担当審査員の確認を得て、処置が適切とエコモ財団が判断した後、登録可と判定されます。

前項で再提出された「不適合報告書兼是正処置報告書」で、是正処置が不十分と判断された場合は、登録はできません。

## 1.9 判定結果及び認証費用請求書の連絡

エコモ財団の判定結果及び認証費用の請求書を送付いたします。判定結果が合格の場合は、審査料金と登録料金をご請求いたします。不合格の場合には、審査料金のみご請求いたします。なお、事業者の事情により審査が開始後 2 時間未満で中断された場合には審査料 5 万円を、2 時間以上を過ぎて中断された場合には 8 万 5 千円を、規定の交通費及び宿泊料と共にご請求いたします。

認証登録は、認証登録証発行日の前々日までにお振り込みいただいたものを登録いたします。なお、認証登録証発行日は原則として 15 日、月末（発行日が土曜日・日曜日、休日の

場合にはその前の日)となっております。ただし、年末年始、盆休み等の期間には、発行日  
が変更になる場合があります。

## 1.10 登録証の発行

登録が決定された事業者には「グリーン経営認証登録証」を発行します。

## 1.11 登録証の交付

登録証は登録対象事業所ごとに交付します。(申請書に記載された「連絡先住所」へまとめて発送)

なお、新規登録時のみ登録証に加え、次のものを添付します。

- 1) グリーン経営ロゴマークのサンプル
- 2) 「グリーン経営認証ロゴマーク」使用マニュアル
- 3) 登録証及びロゴマークの取扱い要領

## 1.12 登録の公表

登録が決定された事業者は、「グリーン経営認証登録事業者」(グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者数・事業者一覧)に掲載し、認証登録日にエコモ財団・グリーン経営のホームページ上で公表されます。公表の内容は、次の通りです。

- 1) 会社名、事業所名、所在地
- 2) 登録番号、登録年月日(初回・更新)、有効期限

## 2. 登録の維持

### 2.1 登録の有効期間

登録の有効期間は初回登録日又は更新登録日から2年間とし、2年ごとに更新審査(実地審査)が行われます。

### 2.2 登録維持の条件

登録を維持するための条件は、次の通りです。

- 1) 年1回、定期審査(書類審査)を受けること(2.3参照)。
- 2) 登録証及びロゴマークの使用条件を遵守すること。
- 3) グリーン経営認証制度の変更に対し、更新審査(実地審査)で対応すること。
- 4) 「不適合報告書兼是正処置報告書」を提出した場合、是正処置を確実に実行すること。

### 2.3 定期審査

登録された事業者は、初回登録日又は更新登録日から1年目に次の定期審査(「チェックリスト」等の提出による書類審査)を受けていただきます。

- 1) エコモ財団から、登録後1年満了日の3ヶ月前までに定期審査の案内を申請書に記載された「連絡先住所」にお知らせしますので、以下の書類をエコモ財団・グリーン経営の

ホームページから入手（ダウンロード）してください。

- ① 定期審査申請書（グリーン経営定期審査申請書）
  - ② 定期審査登録対象事業所一覧表（グリーン経営定期審査申請書）
  - ③ 定期審査申請用チェックリスト（申請用チェックリスト記入用紙）
- 2) 「定期審査申請書」（定期審査登録対象事業所一覧表を含む）と定期審査申請用「チェックリスト記入用紙」に記入の上、原則として登録後1年満了日の1ヶ月前までに郵送又は申請書類 WEB 送信サービスにてエコモ財団に提出してください（当日消印有効）。期限までに提出がなかった場合は、エコモ財団より登録継続の意思について確認の連絡をします。登録継続を希望し、かつ正当な理由がある場合は、登録後1年満了日まで提出の延期を認めますが、登録後1年満了日までに提出がなかった場合は、登録が取消されます。
- 3) 提出された書類をエコモ財団が審査し、認証基準を満たしていれば、登録の継続と判定します。
- 4) 認証基準を満たしていない場合は次の通りとなります。
- ① エコモ財団より「不適合報告書兼是正処置報告書」を送付し、登録後1年満了日から最大60日間、登録継続の判定を保留します。
  - ② 事業者は、「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容に対して、適切な是正を実施していただきます。
  - ③ 事業者は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」に記入してエコモ財団に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。
  - ④ エコモ財団は、保留期間内に「不適合報告書兼是正処置報告書」の提出があった場合、その内容を確認し、処置を適切と判断できれば登録の継続と判定されます。「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が認証基準を満たさない（是正処置が不十分である）場合は、その旨をご連絡します。その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出いただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は登録後1年満了日から起算して60日以内とします。
  - ⑤ ④で是正内容が認証基準を満たすことができないとエコモ財団が判断した場合は、登録が取消されます。

## 2.4 定期審査結果の通知

エコモ財団は、登録継続と判定された事業者にその旨を書面でお知らせします。また、登録の取消しと判定された場合には、理由を付して書面でお知らせします。

## 2.5 更新審査

2年毎に行う更新審査は、次の手順で行われます。

- 1) エコモ財団から、更新審査の4ヶ月前までに登録更新の意思の確認と、更新手続きの案内を申請書に記載された「連絡先住所」にお知らせします。

2) 更新審査の手順は、1 項の「審査と登録の手順」に準じて行います。

### **3. 登録の一時停止及び取消し**

#### **3.1 登録の一時停止**

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由があるときは、登録された事業者に対し一定期間、認証の効力を停止します。

- 1) 審査を受けたときの「チェックリスト」に記載されている事項に著しく違反している場合。
- 2) エコモ財団からは是正処置の要求があり、その対策のとられる期間。

#### **3.2 登録の取消し**

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由があるときは、認証を取消することができます。

- 1) 前項 2) 項の是正処置が 3 ヶ月以上とられなかった場合。
- 2) 前項 2) 項の是正処置がとられたにもかかわらず同じ行為がなされた場合。
- 3) 審査訪問が拒まれ、妨げられ又は正当な理由なく忌避された場合。
- 4) 定期審査でエコモ財団が登録の取消しと判定した場合。
- 5) 更新審査でエコモ財団が不登録と判定した場合。
- 6) 支払不履行の場合。
- 7) 事業者から「登録取りやめ届」により申し出があった場合。

#### **3.3 登録の一時停止及び取消しの処置**

エコモ財団は、3.1 登録の一時停止、3.2 登録の取消しをした場合、事業者から登録証を回収し、「グリーン経営認証登録事業者」（グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者数・事業者一覧）から抹消します。

なお、有効期間内の取消しの場合であっても、登録時にいただいた登録料金等の返還はいたしません。

### **4. 苦情及び異議申立て**

#### **4.1 苦情**

事業者は、登録、登録の一時停止、あるいは登録の取消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査しその措置を苦情申立て者に対し、書面で通知します。

#### **4.2 異議申立て**

事業者は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から 30 日以内にエコモ財団に対し、書面で異議申立てをすることができます。エコモ財団は、異議申立ての内容を調査し「異議申立て処理委員会」で検討し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。

## 2. 申請書

認証取得を希望される場合には、以下の所定の申請書類をエコモ財団へ提出してください。  
次ページ以降に申請書類の記入例を記載しますので、申請書類を作成する際に参考にしてください。

### ■ 申請書類

- (1) 「グリーン経営認証審査申請書」  
「審査登録対象事業所一覧表」を含む。
- (2) 「申請用チェックリスト記入用紙」  
「表1～10」を含む。「環境目標」は任意。

### ■ 申請書類の入手方法

エコモ財団のグリーン経営のホームページから上記の書類を入手（ダウンロード）してください。

<https://www.green-m.jp/>

郵送による入手をご希望の場合には、エコモ財団のグリーン経営業務室までご連絡ください。

(注) 書類には手書き用（PDF）のものとパソコンで作成用（エクセル）のものがあります。どちらでもご自由にお使いください。

※エクセル様式には、計算式が組み込まれています。

### ■ 申請書類に関するお問合せ及び提出先

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団  
グリーン経営業務室 審査グループ

〒112-0004

東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 10 階

電話番号：03-5844-6276

WEB 申請：<https://www.green-m.jp/quest/>

# 申請書類の記入例

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 宛

**記入例**

## 「グリーン経営認証」審査申請書（新規取得用）

1

申込日		20XX 年 4 月 2 日	
事業の種類 (該当する事業の種類にチェック)	<input type="checkbox"/> トラック運送事業 <b>2</b> <input checked="" type="checkbox"/> バス事業 <input type="checkbox"/> ハイヤー・タクシー事業		
フリガナ	エコバス カシキガイシャ <b>3</b>		
会社名	エコバス株式会社		
フリガナ	エコ 伊吹 <b>4</b>		
代表者氏名	エコモ 一郎		
資本金/全社員数	1,000 万円	全社員数	<b>5</b> 88 名
フリガナ	エコ 知吹		
申請者氏名	エコモ 太郎 <b>6</b>		
担当部署/役職	バス事業部 / 部長		
連絡先住所	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル10階		
電話/ファックス	TEL : 03-5844-6276	FAX :	03-5844-6294
Eメールアドレス※1	taro-ecomo@ecomo.or.jp		
ホームページURL	http://www.ecomo.or.jp/ <b>7</b>		

※1 Eメールアドレスはパソコンをご利用の方のみで、携帯電話の場合は記入不要です。

### 審査登録対象事業所

対象事業所数※2	<b>8</b> 5 ヶ所	対象事業所の従業員数	計 <b>9</b> 55 名
チェックリスト作成者名※3 (フリガナ)	エコモ 次郎 (エコモ ジロウ)		
担当部署/役職	バス事業部 / 運行課長 <b>10</b>		
電話/ファックス	TEL : 03-5844-6276	FAX :	03-5844-6294

※2 複数事業所を一括申請するためには、同一のチェックリストで管理されている必要があります。

「審査登録対象事業所一覧表」に全ての事業所の名称、住所及び審査訪問先、審査希望時期等を記載してください。

※3 内容について確認する場合がございますので、お答えいただける方をご記入ください。

弊社は、グリーン経営審査登録の申請にあたり、「グリーン経営認証取得の手引き」に記載された事項を遵守することを承諾いたします。

20XX 年 4 月 2 日

組織名 エコバス株式会社 **12**

代表者名 代表取締役社長 エコモ 一郎 **13**

<p>■お問合せ及び提出先</p> <p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 グリーン経営業務室 〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル10階</p> <p>電話番号: 03-5844-6276 WEB申請: <a href="https://www.green-m.jp/request/">https://www.green-m.jp/request/</a></p> <p style="text-align: right;"><b>14</b></p>	<p>■個人情報収集にあたっての告知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ご提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき管理いたします。</li> <li>個人情報は、グリーン経営認証に関する事務手続き及び認証取得後の情報提供にのみ使用します。</li> <li>発送業務を個人情報保護体制について一定の水準を満たす外部業者に委託することがあります。</li> <li>個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 総務部 電話番号: 03-5844-6291</li> </ol>
---	---

- 1 申請書の作成日をご記入ください。
- 2 事業の種類を選択してください。
- 3 貴社の会社名をご記入ください。支店や事業所単位で申請される場合でも、支店名ではなく会社名をご記入ください。
- 4 会社の代表者名（社長名）をご記入ください。支店等で申請される場合でも、代表者名をご記入ください。
- 5 支店等の単位で申請される場合でも、全社員数をご記入ください。（正社員・正職員の数）
- 6 審査登録に関する諸連絡をさせていただきご担当者の氏名、担当部署／役職、連絡先、パソコンのメールアドレスをご記入ください。（責任者の方でなくても結構です）
- 7 ご記入いただいた場合、ホームページの「登録事業所一覧」よりリンクさせていただきます。
- 8 審査登録を希望される事業所の数をご記入ください。1ヶ所の場合でも必ずご記入ください。
- 9 審査登録を希望される事業所の従業員数をご記入ください。  
※非正規雇用の方など雇用形態に関わらず業務に従事している人の数です。
- 10 実際にチェックし作成された方の氏名、担当部署／役職、連絡先をご記入ください。内容についてのお問合せをする場合があります。
- 11 会社の代表者がグリーン経営認証の内容を了解し、認証基準を遵守することを最終的に決定・承認した日付をご記入ください。
- 12 会社名をご記入ください。支店等の単位でご申請いただく場合は、支店名や事業所名でも結構です。
- 13 支店等の単位でご申請いただく場合は、支店長名や事業所長名でも結構です。
- 14 申請書、一覧表、チェックリスト等は、左記の住所まで**郵送するか、申請書類WEB送信サービスで提出**してください。ファックスによる提出は受け付けておりません。

審査登録対象事業所一覧表

記入例

会社名	事業所名称 (△△支店□□営業所)	郵便番号・所在地	審査 訪問先	審査希望時期(年/月/日)			保有自動車台数		
				第一希望	第二希望	第三希望	事業用	自家用	
会社名	エコマバス株式会社								
1	エコマ営業所	〒 112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号	○	20XX 5 / 23	20XX 5 / 24	20XX 5 / 29	13台		
2	麹町営業所	〒 102-0083 東京都千代田区麹町○丁目○番地○号	○	20XX 5 / 20	20XX 5 / 21	20XX 5 / 27	10台		
3	浦安営業所	〒 279-0013 千葉県浦安市浦安町○丁目○番地○号	◎	20XX 5 / 15	20XX 5 / 16	20XX 5 / 17	9台		
4	市川営業所	〒 272-0000 千葉県市川市中央町○丁目○番地○号					7台	1台	
5	船橋営業所	〒 274-0064 千葉県船橋市松が丘○丁目○番地○号					7台		
6								6台	
7									
8									
9									
10									
計							46台	1台	

■ 審査登録対象事業所の半数以上の事業所を現地審査します。(事業所数が奇数の場合は切り上げますが、例:5事業所→3事業所)  
 現地審査をご希望の事業所の審査訪問先欄に○印を付けてください。  
 ○印を付けた事業所の中から、最初に審査する事業所に◎印を付けてください。初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所に  
 ついての書類の抜き取り審査を行いますので、現地審査対象外の事業所の環境安全管理責任者にも同席していただきます。  
 ■ 移動時間が30分以内の場合は、1日で2ヶ所の審査が可能です(バス事業を除く)。同一審査日を希望する場合は、余白に移動時間を明記してください。  
 ■ 2年後の更新審査時には、今回現地審査を実施していない事業所は、必ず現地審査の対象となります。

1 会社名、事業所（営業所）名称、所在地は、そのまま「**認証登録証**」に明記されますので、正確にご記入ください。

2 旅客自動車運送事業許可を受けたひとつの営業所内に、部門等の複数の異なる課所（店所）がある場合は、複数の課所を1営業所とみなすこともできます。  
その場合は、〇〇・XX営業所のようにご記入ください。

- 3
- ◆ **複数事業所**の登録を希望される場合には、**半数以上**の事業所に訪問による審査（現地審査）を致します。
  - ◆ **複数事業所**で現地審査を受ける場合には、一番最初に現地審査を受ける事業所に**◎印**をつけてください。
  - ◆ 2番目以降に現地審査を希望する事業所には○印を記入してください。

- 4
- ◆ 現地審査を受けない事業所については、書類の抜き取りによる審査（書類審査）を行います。
  - ◆ 書類審査の対象となる事業所の責任者は、◎印の事業所の審査への同席をお願いいたします。

5 申込日または申請書の提出日から**3週間後以降の希望日**（土日休日を除く）を第3希望まで記入してください。  
特定したご希望日がない場合は、「△月上旬」や「いつでも可」等のようにご記入いただいてもかまいません。

6 事業所毎に事業用車両、自家用車両の保有台数を、**申込日現在の台数**で記入してください。  
なお、自家用車両台数は必須ではありませんが、事業用車両台数は必ず記入してください。



# グリーン経営認証 新規審査申請用 (初めての審査)

**記入例**

## チェックリスト記入用紙

(バス事業用)

申請書、チェックリスト、表はステープラー（ホチキス）で留めないようにお願いします。  
また、穴開け、ファイリング、両面印刷もしないでください。

### 記入上の注意（必ずお読みください）

- ❖ 『バス事業におけるグリーン経営推進マニュアル』にあるチェックリストに基づいて、貴社(事業所)のグリーン経営に関する取組み内容をチェックしてください。
- ❖ 取り組んでいる項目には……Yes欄の□に✓を記入  
取り組んでいない項目には……No欄の□に✓を記入  
該当しない項目……………該当なし欄の□に✓を記入
- ❖ チェック項目のレベル数値欄が網掛けの項目(認証基準)は、すべてYesになっている必要があります。(認証基準でも、該当しない項目には「該当なし」にチェックしてください。)
- ❖ Yesの項目の内、右欄に「表～」と記載のある場合は、必ず、該当する表に記入して提出してください。
- ❖ **複数事業所を一括して申請する場合**
  - ① チェックリスト(P.1～3)……全事業所をとりまとめて1部のみ作成します。  
網掛けの項目(認証基準)は、すべての事業所で取り組んでいる必要がありますが、網掛けの項目以外は、取り組んでいる事業所が一か所でもあればYes欄に✓を記入できます。
  - ② 表1～表10 (P.4～13)…
 

<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">*</td> <td style="padding: 2px;">全事業所をとりまとめて1部作成</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">*</td> <td style="padding: 2px;">各事業所 別々に作成</td> </tr> </table>	*	全事業所をとりまとめて1部作成	*	各事業所 別々に作成	}	どちらでも可。
*	全事業所をとりまとめて1部作成					
*	各事業所 別々に作成					

↓  
この場合は  
(各表の右上枠内に、事業所名を明記します……略称で可)
- ❖ **環境目標**の作成は任意ですので、必ずしも提出する必要はございません。
- ◎ **申請書、チェックリスト、表は、ステープラー（ホチキス）で留めないでください。また、穴開け・ファイリング等もせず、申請書類のみをお送りください。**

## 【バス事業】チェックリスト記入表

記入例

チェック項目の内容が貴社の取組にあてはまる場合はYes欄に✓を、あてはまらない場合はNo欄に✓を、該当しない場合は該当なし欄に✓を記入してください。

すべてのチェック項目でYes、No、該当なしのいずれかを選択してください。  
網掛けの認証基準項目だけにチェックするのは不可です。

### 1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>1-1【環境方針】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	環境方針には法規制の遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善をおこなっている	
<b>1-2【環境行動計画の作成・見直し】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へ向けた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	事業活動における環境保全に係る情報を環境活動報告書を用いて社会に公表している	
<b>1-3【推進体制】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	取組の結果を見ながら、管理責任者（あるいは組織）の役割、責任、権限の見直しを行っている	
<b>1-4【従業員に対する環境教育】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	環境保全活動に関する標語や提言を従業員から広く募集し、その内容を自社の環境保全活動に活用、反映させている	

### 2. エコドライブの実施

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>2-1【燃費に関する定量的な目標の設定等】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	走行距離及び燃料の使用状況について、会社として把握している	表1
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している	表2
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	燃費に関する定量的な目標を達成するため、エコドライブを効果的に進めるための計画を策定している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	会社として、エコドライブの取組状況や取組結果（燃費）に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	
<b>2-2【エコドライブのための実施体制】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	エコドライブを推進するための責任者を定めている	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている	表3
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	エコドライブ講習会や社内の実技講習会に、2割以上のドライバーが参加している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	燃費管理の結果をもとに、ドライバー別あるいはグループ別に燃費が向上するよう指導を行っている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	燃費管理の結果をもとに、燃費の優れたドライバーやグループの表彰等を行っている	
<b>2-3【アイドリングストップの励行】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	アイドリングストップの励行を重点的に取り組むよう周知している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	環境保全への取組について、車内やバス停等にステッカーやポスターを掲示したり車内放送を行う等により、利用者に対して理解を求めている	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定めている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	アイドリングストップに関する取組結果のデータを整理し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	
<b>2-4【推進手段等の整備】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)	エコドライブへの取組の重要性や取組姿勢を示す表示を運転席まわりに掲示し、ドライバーへの指導を行っている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	エコドライブの具体的な取組内容について手引きを作成し、エコドライブの教育指導に役立っている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)	エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している	表4
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)	エコドライブを推進するための装置を導入した結果を確認し、エコドライブの実施に役立っている	

★審査申請する場合は、認証基準（レベル欄が網掛けになっている項目）がすべて「Yes」でなければなりません。

3. 低公害車の導入

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>3-1 【低公害車等：導入目標の設定と取組】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[1]	低公害車等を導入している	表5
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[2]	低公害車等の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる	表5
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[3]	導入計画に基づいて、低公害車等の導入目標を達成している	表6
<b>3-2 【最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[1]	現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している	表7
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	[1]	(営業所がNOx・PM法対策地域内にある事業者のみ) NOx・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している	表7
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[2]	最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる	表7
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[3]	導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している	表8
<b>3-3 【地域で定める低公害車等に関する制度への取組】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[1]	ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合は、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している	表9

申請する営業所がNOx・PM法対策地域外の場合は「該当なし」を選択してください。

条例で定められた地域を運行する車両が1台も無い場合には、「該当なし」を選択してください。

4. 自動車の点検・整備(1/2)

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>4-1 【点検・整備のための実施体制】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[1]	点検・整備について、ドライバーを対象に教育を行い、情報の提供を行っている	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[1]	整備員に対して、環境保全への観点からの点検・整備に関する事項について、5項目以上の教育・指導を行っている	表10
<b>4-2 【車両の状態に基づく適切な点検・整備】</b>					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	[1]	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・LPG車の排ガスの臭いが強くなってきた時、ディーゼル車の排ガスの汚れがひどくなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・燃費が悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・エアコンの利きが悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・車両に異常音が発生した時には、直ちに点検・整備を実施している	
<b>4-3 【法定点検に加えて、環境に配慮した独自の基準による点検・整備の実施】</b>					
<b>4-3-1 (自主的な点検・整備の実施)</b>					
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[2]	法定点検に加えて1ヶ月点検等を自主的に行っている	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[3]	点検・整備記録や事故・故障記録のデータをもとに、独自の点検・整備基準の作成を行っている	
<b>4-3-2 (エアフィルタ関連)</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[2]	エアフィルタの清掃・交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している	
<b>4-3-3 (エンジンオイル関連)</b>					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	[2]	エンジンオイルやエンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している	
<b>4-3-4 (燃料噴射系関連)</b>					
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[2]	燃料噴射系のオーバーホールや交換にあたっては、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している	

車両の取扱説明書等でメンテナンスの内容を確認します。

記入例

4. 自動車の点検・整備(2/2)

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>4-3-5 (排出ガス減少装置関連)</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	[1]	〔後付か否かにかかわらず〕排出ガス減少装置を装着している場合のみ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒等)については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	[2]	〔後付か否かにかかわらず〕排出ガス減少装置を装着している場合のみ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒等)が装着されている車両の黒煙測定は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<b>4-3-6 (その他)</b>					
			[2]	下記の箇所に対しては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・タイヤの空気圧の点検・調整は、独自の点検期間を設定し、空気圧の測定をもとに実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・エアフィルタの点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・エア漏れ(高圧空気の漏れ)の点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-		・トランスミッションオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の点検期間を設定し、実施している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-		・トランスミッションオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-		・デファレンシャルオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の点検期間を設定し、実施している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-		・デファレンシャルオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-		・上記の他に点検・整備について独自の基準を設定し、実施している	

5. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>5-1 【従業員に対する廃棄物に関する教育】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	[1]	廃棄物の発生抑制(発生量削減)、再使用(繰り返し利用)、リサイクル(再生利用=再資源化)および適正処理の推進について従業員に対して指導を行っている	
<b>5-2 【廃棄物の適正な管理】</b>					
			[1]	廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・廃油の処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・廃タイヤの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	

6. 管理部門(事務所)における環境保全の推進

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
<b>6-1 【管理部門(事務所)における環境保全】</b>					
			[1]	事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・エコマーク製品等を優先的に購入する	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・不必要な照明の消灯を徹底する	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・空調機器を適正温度に設定する	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・コピー用紙等の紙使用量削減に努める	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-		・使い捨て製品の購入を控える	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-	[2]	事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	-	[3]	事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組状況を目標に照らして評価し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	

表1

記入例

エコモ営業所

□ 走行距離及び燃料の使用状況について、会社として把握している[レベル1]<認証項目>

→ 表2の「現在の燃費目標」を立てた際の基となる燃費実績と燃費実績把握期間を、次の表に記入してください

燃費実績把握期間 ( 2023 年 4 月 ~ 2024 年 3 月 )

種別		保有台数	総走行距離	総燃料使用量	燃費実績	二酸化炭素排出係数※1	二酸化炭素排出量※2
事業用	(1)乗合(高速バスを除く)	3					
	大型(全長9m以上または定員50人以上)	2台	728,023.0 km	214,055.0 ℓ	3.40 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	552,262 kg-CO <sub>2</sub>
	中型(大型・小型にあてはまらないもの)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	小型(全長7m以下かつ定員29人以下)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	小計(A)	2台	728,023.0 km	214,055.0 ℓ	3.40 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	552,262 kg-CO <sub>2</sub>
	(2)貸切+高速乗合バス						
	大型(全長9m以上または定員50人以上)	2台	975,076.0 km	186,013.0 ℓ	5.24 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	479,914 kg-CO <sub>2</sub>
	中型(大型・小型にあてはまらないもの)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	小型(全長7m以下かつ定員29人以下)	2台	812,033.0 km	91,805.0 ℓ	8.85 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	236,857 kg-CO <sub>2</sub>
	小計(B)	4台	1,787,109.0 km	277,818.0 ℓ	6.43 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	716,771 kg-CO <sub>2</sub>
	ディーゼル車計(C=A+B)	6台	2,515,132.0 km	491,873.0 ℓ	5.11 km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>
	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm <sup>3</sup>	km/Nm <sup>3</sup>	2.23kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	kg-CO <sub>2</sub>
	燃料電池車(水素自動車)※3	台	km	kg	km/kg	0kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
	電気自動車	台	km	kWh	km/kWh	0.579kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
ハイブリッド自動車(ガソリン)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
ガソリン自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
LPG自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
ディーゼル以外の自動車計(D)	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>	
事業用自動車計(E=C+D)	6台	—	—	—	—	1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>	
家用	ディーゼル自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm <sup>3</sup>	km/Nm <sup>3</sup>	2.23kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	kg-CO <sub>2</sub>
	燃料電池車(水素自動車)※3	4	km	kg	km/kg	0kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
	電気自動車	台	km	kWh	km/kWh	0.579kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
	ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	ガソリン自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
	LPG自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
自家用自動車計(F)	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>	
総合計(G=E+F)	6台	—	—	—	—	1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>	

※1 環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」より。

※2 計算式: 二酸化炭素排出量 = 期間燃料使用量 × 二酸化炭素排出係数

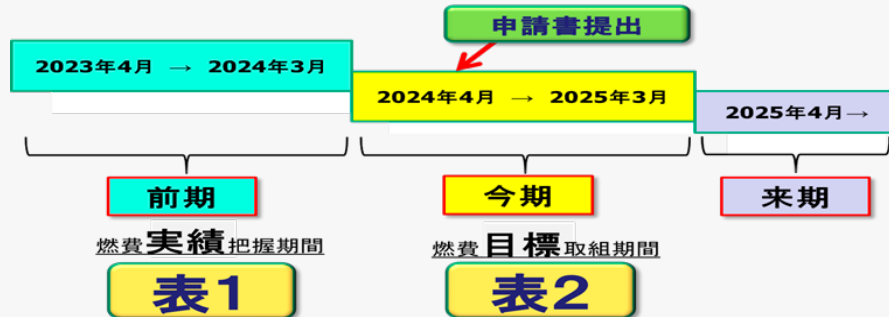
※3 水素関連の二酸化炭素排出係数は初期値「0」としていますが、ライフサイクルでの係数が判明している場合はその係数で算定してください。

1

1ヶ月以上の実績期間が必要です。

表1で把握した実績を基にして、表2で燃費の定量的な目標を設定します。

表1と表2に記入する「期間」と表相互の関係（例：管理年度が4月～翌年3月までの場合）



2

【車両分類（種別）について】

エコモ財団では、皆様からこの表でご提出いただいたデータを統計処理し、燃費の改善状況を継続的に観察・評価・公表しています。

お手数ですが、社内の分類と異なる場合にもこの表の種別に従ったご記載にご協力くださいますようお願い致します。

3

実績期間内に増減車があった場合は、おおよその平均台数をご記入ください。

例：大型（全長9m以上または定員50人以上）の車両

4月～10月（7ヶ月間）は 2台で運営 →  $2台 \times 7ヶ月 = 14台$

11月～翌年3月（5ヶ月間）は1台増車し3台 →  $3台 \times 5ヶ月 = 15台$

1年間の延べ台数は 29台

よって1ヶ月の平均は  $29台 \div 12 = 2.42台$

四捨五入して「2台」とご記入ください。

4

自家用車の燃費を把握してなくても、審査上の問題はありません。

5

各事業所で別々に表を作成する場合は、各表の右上に事業所名を記入してください。

6

初期値として「0」としていますが、調達方法が確定しておりライフサイクルでの排出係数が判明している場合は、その数値で算定してください。

★認証申請時点では、ここで立てた燃費目標の取組みが開始されている必要があります。

記入例

表2 グリーン経営に取組むための管理年度で、申請日現時点を含む今期です。  
(表1参照)

エコモ営業所

□ エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している[レベル2]<認証項目>  
→ 現在(今期)の燃費目標と、その目標を掲げて取組む期間(今期)を下表に記入してください。

現在の燃費目標の取組み期間 ( 2024 年 4 月 ~ 2025 年 3 月 )

種別	目標の基にした 燃費実績 (表1の燃費実績)	改善率 (%)	現在の燃費目標
	A	B	C=[(A×B)÷100]+A
(1)乗合(高速バスを除く)			
ディーゼル自動車	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	3.40 km/ℓ	2.0 %改善 3.47 km/ℓ
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善 km/ℓ
	小型 (全長7m以下かつ定員29人以下)	km/ℓ	%改善 km/ℓ
(2)貸切+高速乗合バス			
ディーゼル自動車	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	5.24 km/ℓ	2.0 %改善 5.34 km/ℓ
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善 km/ℓ
	小型 (全長7m以下かつ定員29人以下)	8.85 km/ℓ	2.0 %改善 9.03 km/ℓ
ディーゼル以外の自動車	天然ガス自動車(CNG自動車)	km/Nm <sup>3</sup>	%改善 km/Nm <sup>3</sup>
	燃料電池車(水素自動車)	km/kg	%改善 km/kg
	電気自動車	km/kWh	%改善 km/kWh
	ハイブリッド自動車(軽油)	km/ℓ	%改善 km/ℓ
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善 km/ℓ
	ガソリン自動車	km/ℓ	%改善 km/ℓ
	LPG自動車	km/ℓ	%改善 km/ℓ
ディーゼル自動車	km/ℓ	%改善 km/ℓ	
天然ガス自動車(CNG自動車)	km/Nm <sup>3</sup>	%改善 km/Nm <sup>3</sup>	
燃料電池車(水素自動車)	km/kg	%改善 km/kg	
電気自動車	km/kWh	%改善 km/kWh	
ハイブリッド自動車(軽油)	km/ℓ	%改善 km/ℓ	
ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善 km/ℓ	
ガソリン自動車	km/ℓ	%改善 km/ℓ	
LPG自動車	km/ℓ	%改善 km/ℓ	
<p>今期の目標の基になった前期の実績です。表1の「燃費」の数値を使用します。</p> <p>任意の改善率を決定してください。エクセルの表では燃費目標(C)を自動計算します。</p> <p>「燃費目標値C」から「改善率B」を計算する場合。  <math display="block">B = (C - A) \div A \times 100</math> </p>			
二酸化炭素総排出量	改善率(%)※	二酸化炭素総排出量の目標	
1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>	2.0 %改善	1,243,652 kg-CO <sub>2</sub>	

※ 二酸化炭素総排出量の目標を設定している場合は入力してください

※入力は任意です。  
改善率を入力すると二酸化炭素総排出量の目標を定めることができます。

表3

記入例

エコモ営業所

- ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている [レベル1] < 認証項目 >
  - 教育・指導を行っているエコドライブへの取組み内容について、下表のうち5項目以上に✓をつけてください。

取組	記入欄
急発進、急加速、急ブレーキを控える	<input checked="" type="checkbox"/>
シフトアップを早めに行う	<input checked="" type="checkbox"/>
定速走行、経済速度を励行する	<input checked="" type="checkbox"/>
エンジンプレーキを多用する（ディーゼル車）	<input checked="" type="checkbox"/>
予知運転による停止・発進回数を抑制する	<input type="checkbox"/>
空ぶかしをしない	<input checked="" type="checkbox"/>
アイドリングストップに心がける	<input checked="" type="checkbox"/>
タイヤの空気圧を適正にする	<input checked="" type="checkbox"/>
エアコンの設定温度（使用）を控えめにする	<input checked="" type="checkbox"/>
その他（エンジンプレーキの活用）	<input checked="" type="checkbox"/>

その他が複数ある場合は列を追加してください。

5項目以上であれば、何項目であってもかまいません。

表4

記入例

エコモ営業所

- エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している [レベル2]
  - 事業用車について、導入実績と今後の導入計画を下表に記入してください。

「事業用自動車」に対する取組みをご記入ください。

装置	車両保有台数 (事業用車のみ) A	現在の状況		今後の導入計画		
		導入実績台数 B	導入率 C=B÷A×100	追加導入計画台数 D	導入率 E=(B+D)÷A×100	時期 (いつまで) F
エンジン回転数警告装置等のエコドライブ推進補助装置	6台	2台	33%	2台	67%	20xx年7月まで
その他装置 ( )		台	%	台	%	

申請時点の現在で、保有している事業用自動車の全車両台数です。

申請時点の現在で、既に装置等が導入されている車両の台数です。

【注意】  
導入の実績があっても「導入の計画」がない場合は、この項目はYesになりません。

※認証基準項目ではありませんので、取組まれていなくても認証を取得できます。

表5

記入例

エコモ営業所

- 低公害車等を導入している[レベル1] <認証項目>
  - 導入している場合は下表の「現在の状況」に記入して下さい。
- 低公害車等の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる [レベル2] <認証項目>
  - 計画を策定している場合は下表の「導入目標」に記入して下さい。
  - 計画は策定しているが、追加導入目標台数が0台の場合は「0台」と記入してください。

		現在の状況			導入目標		
		保有台数 (低公害車等 以外の車両も 含めた車両保 有台数)	導入実績 台数	現在の 導入実績 比率	追加導入 目標台数 (今年度計画 中・長期計画)	時期 (いつまでに)	今年度分 導入計画 台数
		A	B	C=B÷A ×100	D	E	F
事業用	天然ガス自動車 (CNG自動車)		台	%	台		台
	燃料電池車(水素自動車)		台	%	台		台
	電気自動車		台	%	台		台
	ハイブリッド自動車	6	台	%	台		台
	低燃費かつ低排出ガス認定車※2		2	33	2	20xx年 7月まで	0
	低排出ガス認定車(※1以外)※3		台	%	台		台
	上記以外のアイドリングストップ装置付きバス		台	%	台		台
	排ガス減少装置装着(後付)バス		台	%	台		台
	合計		2	47	2	-	台
	自家用	天然ガス自動車(CNG自動車)		台	%	台	
燃料電池車(水素自動車)		台	%	台		台	
電気自動車		台	%	台		台	
ハイブリッド自動車		台	%	台		台	
低燃費かつ低排出ガス認定車※2		台	%	台		台	
低排出ガス認定車(※1以外)※3		台	%	台		台	
合計		台	%	台	-	台	

※1 低公害車は、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車として認められたもの。  
 ※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車  
 ※3 国の低排出ガス認定車、および九都県市指定低公害車、近畿八府県市指定低排出ガス車、山梨県指定低公害車、札幌市指定低公害車等の地方公共団体で定める低公害車。  
 新短期規制適合車、超低PM車、新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車は、九都県市指定低公害車など地方自治体で定める低公害車に指定されているため国の低排出ガス認定を受けていない車両であっても、低排出ガス認定車とする。

「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、国による「低燃費車」及び「低排出ガス車」の両方の認定を受けた車両です。認定車両には以下のようなステッカーが貼付するか、ホームページまたはカタログに掲載するかの選択制とされています。  
 例：型式識別記号「TKG」  
 低燃費認定車ステッカー 低排出ガス認定車ステッカー



不明な場合には「自動車検査証」の「型式」と「備考」、「ICタグ」で調べることができます。



表6

記入例

エコモ営業所

□ 導入計画に基づいて、低公害車等の導入目標を達成している [レベル3]

→ 前年度の計画達成状況を下表に記入してください。

前年度分の導入計画がある場合が対象となります。  
導入実績があっても計画を立てていない場合はこの表の記入は不要です。

			前年度分 導入目標台数	導入実績台数	目標達成率
			A	B	C=B÷A×100
事業用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	台	%
		アイドリングストップ装置付き	台	台	%
			台	台	%
		アイドリングストップ装置無し	台	台	%
		燃料電池車(水素自動車)	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	1 台	1 台	100 %
			台	台	%
		低排出ガス認定車(※1以外)※3	台	台	%
	台		台	%	
	上記以外のアイドリングストップ装置付きバス	台	台	%	
	排ガス減少装置装着(後付)バス	台	台	%	
	合計	1 台	1 台	100 %	
家用	低公害車※1	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	台	%
		燃料電池車(水素自動車)	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	台	%
		低排出ガス認定車(※1以外)※3	台	台	%
		合計	台	台	%

※1 低公害車は、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車として認められたもの。

※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車。

※3 国の低排出ガス認定車、および九都県市指定低公害車、近畿八府県市指定低排出ガス車、山梨県指定低公害車、札幌市指定低公害車等の地方公共団体が定める低公害車。新短期規制適合車、超低PM車、新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車は、九都県市指定低公害車など地方自治体で定める低公害車に指定されているため国の低排出ガス認定を受けていない車両であっても、低排出ガス認定車とする。

前年度に導入計画を立てていた台数を記入してください。

前年度に実際に導入した台数を記入してください。  
計画通りに導入ができなかった場合は、この項目は「No」になりますので表を記入する必要はありません。

※認証基準項目ではありませんので、取組まれていなくても認証を取得できます。

□ 現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している[レベル1]＜認証項目＞  
→ 下表[A列]に、現在保有しているディーゼル車(事業用車のみ)が何年規制に適合しているか、型式別に記入してください。

□ <営業所がNOx・PM法対策地域内にある事業者のみ＞  
Nox・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している[レベル1]＜認証項目＞  
→ 下表[B列]に、自社の今年度末までに規制対象となり車検が継続できなくなる車の台数を、記入してください。

記入上の注意:

- I 保有台数[A列]に記入した台数のうち、今年度末までに規制猶予期限が切れる車両台数を、[B列]に記入してください。
- II 規制猶予期限が切れる車両がない場合には、[B列]に0台と記入してください。
- III [B列]の「—」は、規制適合車です。

□ 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]＜認証項目＞

→ 下表[C列]に、今年度分の代替え目標台数を記入してください。

記入上の注意:

- I 今年度分の代替え目標台数[C列]は、代替で変わる新しい車両の型式ではなく、今年度代替対象としていた型式の車両について記入して下さい。
- II 計画は策定しているが、今年度計画が0台の場合は0台と記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 ※ (型式の識別記号)		現在のディーゼル車 保有台数	Nox・PM法に基づく 今年度規制対象車台数	今年度分 代替え目標台数
		A	B	C
①	平成30年規制適合車(低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4KF,4NE,5JE,6JE,他)	1 台	2	3 台
②	平成28,30年規制適合車 (2RG,2DG,2KG,2PG,3KE,3KF,他)	台	—	台
ポスト 新長期 規制	③ 平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	2 台	—	台
	④ 平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,SPG,他)	1 台	—	台
新長期 規制	⑤ 平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	—	台
	⑥ 平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	1 台	—	台
新短期 規制	⑦ 平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	—	台
	⑧ 平成16年規制適合車(KS)	台	—	台
	⑨ 平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	1 台	—	台
	⑩ 平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	—	台
	⑪ 平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	台
	⑫ 平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	台	台
長期規制	⑬ 平成11年規制適合車(KL)	台	—	台
	⑭ 平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	台
	⑮ 平成10年規制適合車(KK)	1 台	—	台
	⑯ 平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	台
短期規制 以前	⑰ 平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	台
	⑱ 型式不明	台	—	台
合計		6 台	台	台

※ ディーゼルハイブリッド車は除いています。

⑪⑫⑬⑭⑯⑰がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)があります。

1

ディーゼルの事業用車のみが対象です。ハイブリッド車、CNG車、ガソリン車などディーゼル車以外の車両は含みません。自家用車も除いてください。  
 認証申請時点で保有しているディーゼル車の合計台数を記入してください。

2

- NOx・PM法対策地域内に営業所がある場合のみご記入ください。
- グリーン経営に取り組むための管理年度の年度末になりますので、表2の取組み期間の終わりの月です。規制の猶予期限が切れて車検継続が受けられなくなる車両台数を記入してください。
- 「一」が記入されている型式は規制の対象になりませんので記入不要です。
- A列に台数が記入された場合、B列の空欄は猶予期限が設定されている型式になりますので、規制対象がある場合はその台数、無い場合は「0台」と記入してください。

3

**NOx・PM法の対策地域内か否かに拘わらず必ず記入してください。**

- 今年度に代替を計画している車両台数を、代替により手放す車両の型式欄に記入してください。
- A列は計画が進行している現時点の台数が記入されますので、A列の台数に拘わらず今年度どのような計画であったかを記述してください。
- 代替計画として1台も替えない予定である場合は「0台」と記入してください。空欄の場合には「計画が立案されていないもの」として認証項目が未実施となりますのでご注意ください。

4

表5の低公害車（低燃費かつ低排出ガス認定車）に該当する車両型式です。

# 記入例

エコモ営業所

前年度分の導入計画がある場合が対象となります。  
導入実績があっても計画を立てていない場合はこの表の記入は不要です。

表8

□ 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している[レベル3]  
→ 前年度の計画達成状況を下表に記入してください。

**記入上の注意:**

前年度分代替え目標台数[A列]、代替え実績台数[B列]ともに、代替え(減車、廃車等)前の車両の型式欄に台数を記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 ※ (型式の識別記号)		前年度分 代替え目標台数	前年度 代替え実績台数	目標達成率
		A	B	C=B÷A×100
①	平成30年規制適合車(低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4KF,4NE,5JE,6JE,他)	台	台	%
②	平成28,30年規制適合車 (2RG,2DG,2KG,2PG,3KE,3KF,他)	台	台	%
ポスト 新長期 規制	③ 平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	台	台	%
	④ 平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,SPG,他)	台	台	%
新長期 規制	⑤ 平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	台	%
	⑥ 平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	台	台	%
新短期 規制	⑦ 平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	台	%
	⑧ 平成16年規制適合車(KS)	台	台	%
	⑨ 平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	台	%
	⑩ 平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	台	%
	⑪ 平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	%
	⑫ 平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	台	%
長期規制	⑬ 平成11年規制適合車(KL)	台	台	%
	⑭ 平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	%
	⑮ 平成10年規制適合車(KK)	台	台	%
	⑯ 平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	%
短期規制 以前	⑰ 平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	2 台	2 台	100 %
	⑱ 型式不明	台	台	%
合計		2 台	2 台	100 %

※ ディーゼルハイブリッド車は除いています。

⑪⑫⑬⑭⑯⑰がNOx・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNOx・PM法適合車(規制対象外)があります。

前年度に導入計画を立てていた台数を記入してください。

実際に代替をした台数を記入してください。  
増車分は含みません。

※認証基準項目ではありませんので、取組まれていなくても認証を取得できます。

表9 条例に定める地域の運行がない場合はこの表の記入は不要です。

記入例

エコモ営業所

- ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合は、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している。[レベル1]<認証項目>

記入上の注意:

I 下表[A列]には、[B, C, D, E]列の規制対象地域を運行する車両の台数を記入してください。

運行する車両が無ければ、記入は不要です。

II 下表[B, C, D, E]列の地域を運行する場合にチェックしてください。

B, C, D, Eのいずれかの地域内を運行する車両の台数を記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 <sup>※1</sup> (型式の識別記号)		各条例で規制している地域を運行する車両台数	東京都、埼玉県 条例 <sup>※2</sup> 地域内 を運行する場合	千葉県、神奈川県 条例 <sup>※2</sup> 地域内 を運行する場合	兵庫県条例 <sup>※3</sup> 地域内を 運行する場合	富山県条例 <sup>※4</sup> 地域内を 運行する場合
			A	B	C	D
①	平成30年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4KF,4NE,5JE,6JE,他)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	平成28,30年規制適合車 (2RG,2DG,2KG,2PG,3KE,3KF,他)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ポスト 新長期 規制	③ 平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	2 台	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,SPG他)	1 台	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新長期 規制	⑤ 平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新短期 規制	⑦ 平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 平成16年規制適合車(KS)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長期規制	⑬ 平成11年規制適合車(KL)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 平成10年規制適合車(KK)	1 台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑯ 平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
短期規制 以前	⑰ 平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑱ 型式不明	台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計		4 台				

※1 ディーゼルハイブリッド車は除いています。

①②④⑥⑦がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)があります。

※2 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県は、ディーゼル車から排出されるPM(粒子状物質)に対するもので、1都3県全域(東京都の島しょ部を除く)を運行する車両に制限を加えています。

※3 兵庫県のディーゼル車等の運行規制は、ディーゼル車等から排出されるNox(窒素酸化物)とPM(粒子状物質)に対するもので、兵庫県の指定地域を運行する車両総重量8t以上の車両に制限を加えています。

※4 富山県条例では、路線バス及び貸切バスが特定地域を運行する際に制限を加えています。

※ 大阪府のディーゼル車等の流入車規制は令和4年4月1日付で廃止になりました。

※ 太枠内については運行規制の対象車両が含まれる可能性がありますのでご注意ください。

A列の車両が運行する地域にチェックを入れてください。重複しても構いません。

表10

記入例

エコモ営業所

□ 整備員に対して、環境保全の観点からの点検・整備に関する事項について、5項目以上の教育・指導を行っている[レベル1]<認証項目>

→ 教育・指導を行っている場合は、教育・指導を行っている環境保全への観点からの点検・整備に関する事項に✓をつけてください

環境保全への観点からの点検・整備に関する事項	記入欄
タイヤの空気圧・偏摩耗を点検する	<input checked="" type="checkbox"/>
エア・クリーナーの目づまりがないかどうか確かめる	<input checked="" type="checkbox"/>
ファンベルト、冷却水の状態を確認する	<input checked="" type="checkbox"/>
点火プラグの汚れ、ギャップを点検する	<input type="checkbox"/>
エンジンオイルの量と汚れを確認する	<input checked="" type="checkbox"/>
排気ガスの色の異常の有無を確かめる	<input type="checkbox"/>
ハンドルの重さや取られが無いかを確かめる	<input checked="" type="checkbox"/>
クラッチに滑りが無いかを確かめる	<input checked="" type="checkbox"/>
ブレーキの引きずりが無いことを確かめる	<input checked="" type="checkbox"/>
その他 ( )	<input type="checkbox"/>

5項目以上であれば、何項目であってもかまいません。

※作成は任意です。申請の際の送付は不要です。表2から自動作成されます。  
「環境目標」は、そのまま「2-1燃費に関する定量的な目標の設定等②」の結果として使用することができます。（別途「燃費目標」を作成しなくても構いません）

記入例

## 環境目標

会社名	エコモバス株式会社			
営業所名	エコモ営業所			
目標の基にした期間	2023	年 4 月 ~	2024	年 3 月
目標の取組み期間	2024	年 4 月 ~	2025	年 3 月

### 燃費目標

種別		燃費実績	燃費の改善率	燃費目標
事業用	(1)乗合(高速バスを除く)			
	大型(全長9m以上または定員50人以上)	3.40 km/ℓ	2.0 %改善	3.47 km/ℓ
	中型(大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	小型(全長7m以下でかつ定員29人以下)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	(2)貸切+高速乗合バス			
	大型(全長9m以上または定員50人以上)	5.24 km/ℓ	2.0 %改善	5.34 km/ℓ
	中型(大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	小型(全長7m以下でかつ定員29人以下)	8.85 km/ℓ	2.0 %改善	9.03 km/ℓ
	ディーゼル自動車以外の自動車			
	天然ガス自動車(CNG自動車)	km/Nm <sup>3</sup>	%改善	km/Nm <sup>3</sup>
	燃料電池車(水素自動車)	km/kg	%改善	km/kg
	電気自動車	km/kWh	%改善	km/kWh
	ハイブリッド自動車(軽油)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
ガソリン自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
LPG自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
家用	ディーゼル自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	天然ガス自動車(CNG自動車)	km/Nm <sup>3</sup>	%改善	km/Nm <sup>3</sup>
	燃料電池車(水素自動車)	km/kg	%改善	km/kg
	電気自動車	km/kWh	%改善	km/kWh
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	ガソリン自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ
	LPG自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ

利用者や自治体等から、二酸化炭素排出量に関する情報を求められた際に、活用することができます。

四捨五入により表2と異なる場合があります。

### 二酸化炭素総排出量の目標

エネルギー種別	燃料使用量	二酸化炭素排出量
1 軽油	491,873 ℓ	1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>
2 ガソリン	ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
3 電力	kWh	kg-CO <sub>2</sub>
4 LPG	ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
5 CNG	Nm <sup>3</sup>	kg-CO <sub>2</sub>
6 水素	kg	kg-CO <sub>2</sub>
7 その他		kg-CO <sub>2</sub>
二酸化炭素総排出量		1,269,033 kg-CO <sub>2</sub>
改善率(%)		2.0 %改善
二酸化炭素総排出量の目標		1,243,652 kg-CO <sub>2</sub>

必要に応じてご使用ください。

## 3. 認証料金

認証取得のためには、審査に合格した後に、以下の所定料金をお支払いください。

### ■ 料金

#### (1) 審査料金（交通費以外は消費税別）

- ① 審査料 …「現地審査料」＋「書類審査料」  
現地審査料 = 85,000 円 × 現地審査事業所数  
書類審査料 = 3,000 円 × 書類審査事業所数
- ② 交通費…実費（上限 30,000 円／1 往復）
- ③ 宿泊料…1 泊 12,000 円（複数の事業所を審査するため宿泊が必要な場合のみ）
- ④ 割引等…更新審査料は、申請 1 件当たり 2,000 円減額します。

#### (2) 登録料金等（消費税別）

- ① 登録証発行料 … 5,000 円 × 事業所数  
（新規登録時のみ）
- ② 定期審査料 … 15,000 円（1 ケ所目）  
… 3,000 円 × 2 ケ所目以降の事業所数
- ③ 登録維持料 … 20,000 円（1 ケ所目）  
… 4,000 円 × 2 ケ所目以降の事業所数
- ④ 指導・情報提供料等 … 30,000 円（1 ケ所目）  
… 6,000 円 × 2 ケ所目以降の事業所数
- ⑤ 割引等…更新登録料は、申請 1 件当たり 2,000 円減額します。

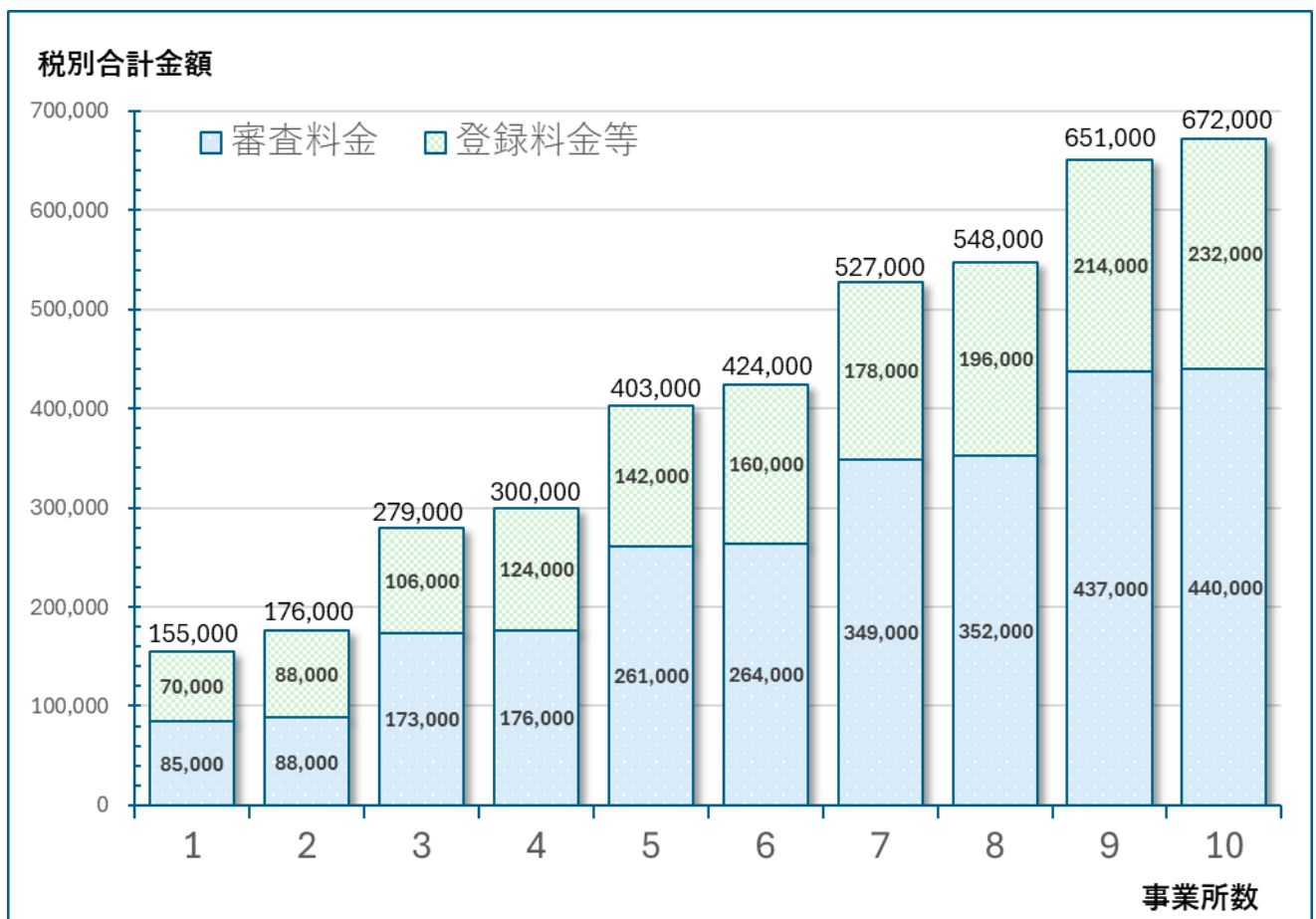
### ■ 支払い方法

- (1) 新規登録時、2 年ごとの更新時に上記の料金を一括してお支払いいただきます。
- (2) 不合格となった場合は、「料金（1）項」の審査料金のみお支払いいただきます。

なお、認証料金については、将来において適時適切に見直しを行うこととしております。

### <参考> 登録事業所数別グリーン経営認証料金表

一括登録 事業所数	現地審査 事業所数	認証料金（有効期間 2 年間にかかる料金）		
		審査料金	登録料金等	合計(消費税別)
1	1	85,000 円	70,000 円	155,000 円
2	1	88,000 円	88,000 円	176,000 円
3	2	173,000 円	106,000 円	279,000 円
4	2	176,000 円	124,000 円	300,000 円
5	3	261,000 円	142,000 円	403,000 円
6	3	264,000 円	160,000 円	424,000 円
7	4	349,000 円	178,000 円	527,000 円
8	4	352,000 円	196,000 円	548,000 円
9	5	437,000 円	214,000 円	651,000 円
10	5	440,000 円	232,000 円	672,000 円

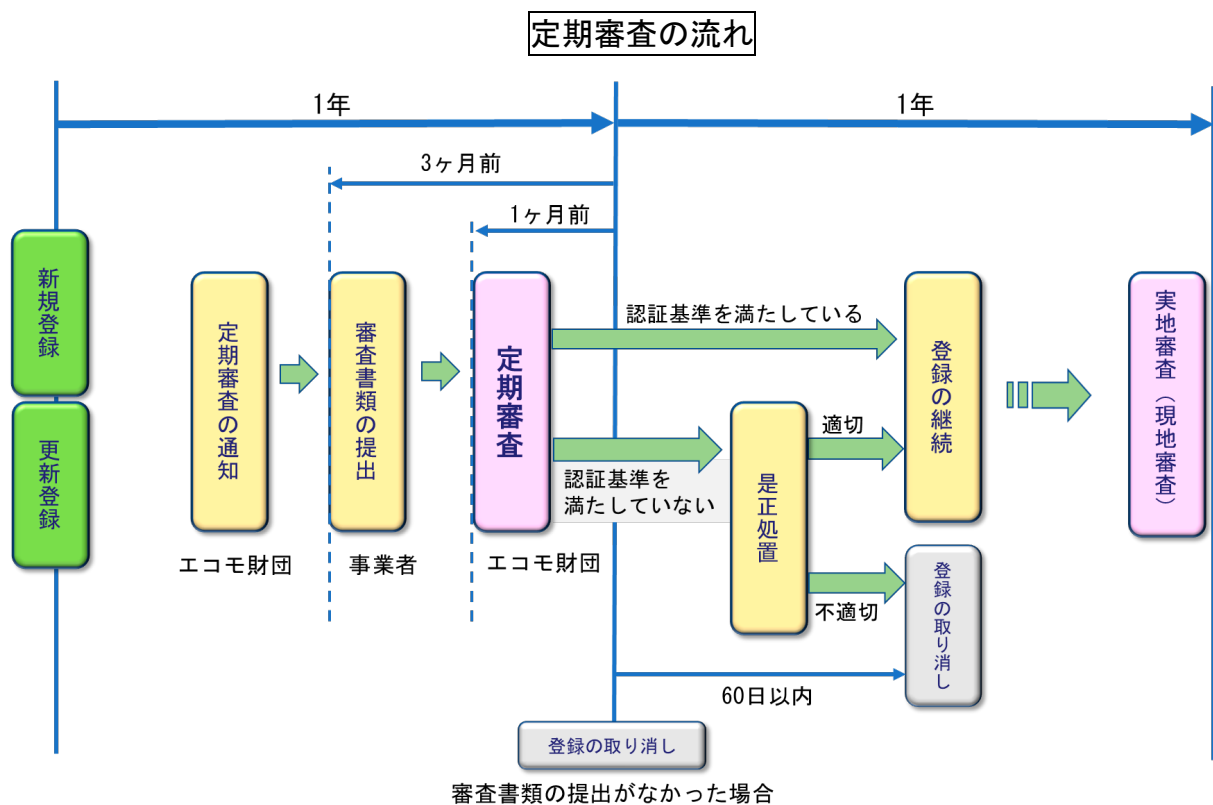


## 4. 定期審査実施要領

登録を維持するためには、新規登録日又は更新登録日から1年目の満了日（以下「登録後1年満了日」という）までに定期審査（書類審査）を受けていただく必要があります。

その際の申請書提出、審査、苦情や異議申立てなどに関する規定が以下の定期審査実施要領です。

この要領をお読みいただき、内容についてご理解、ご了承の上、定期審査をお受けください。



### 1. 定期審査の手順

#### 1) 通知

エコモ財団から、登録後1年満了日の3ヶ月前までに定期審査の案内を申請書に記載された「連絡先住所」にお知らせしますので、以下の書類をエコモ財団・グリーン経営のホームページから入手（ダウンロード）してください。

- ① 定期審査申請書（グリーン経営定期審査申請書）
- ② 定期審査登録対象事業所一覧表（グリーン経営定期審査申請書）
- ③ 定期審査申請用チェックリスト（申請用チェックリスト記入用紙）

#### 2) 提出書類と提出期限

##### ①提出書類

- ・「定期審査申請書」（定期審査登録対象事業所一覧表を含む）

・定期審査申請用「チェックリスト記入用紙」

## ②提出期限

原則として登録後1年満了日の1ヶ月前までに郵送又は申請書類 WEB 送信サービスにてエコモ財団・グリーン経営業務室に提出してください（当日消印有効）。

期限までに提出がなかった場合は、エコモ財団より登録継続の意思について確認の連絡をします。登録継続を希望し、かつ正当な理由がある場合は、登録後1年満了日まで提出の延期を認めますが、登録後1年満了日までに提出がなかった場合は登録が取消されます。

## 3) 審査

提出された書類をエコモ財団が審査し、認証基準を満たしていれば、登録継続と判定します。

## 4) 認証基準を満たしていない場合

### ①登録継続判定の保留

エコモ財団より「不適合報告書兼是正処置報告書」を送付し、登録後1年満了日から最大60日間、登録継続の判定を保留します。

### ②是正処置

事業者は、「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容に対して、適切な是正を実施していただきます。

### ③報告書の提出

事業者は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」に記入して、エコモ財団に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。

### ④登録継続の判定

エコモ財団は、保留期間内に「不適合報告書兼是正処置報告書」の提出があった場合は、その内容を確認し、処置を適切と判断できれば登録の継続と判定されます。

「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が認証基準を満たさない(是正処置が不十分である)場合は、その旨をご連絡します。その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出いただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は登録後1年満了日から起算して60日以内とします。

### ⑤登録の取消し

④で是正内容が認証基準を満たすことができないとエコモ財団が判断した場合は、登録が取消されます。

## 2. 定期審査結果の通知

エコモ財団は、登録継続と判定された事業者はその旨を書面でお知らせします。また登録の取消しと判定された場合には、理由を付して書面でお知らせします。

### 3. 登録の一時停止及び取消しの処置

エコモ財団は、登録の一時停止又は登録の取消しをした場合、事業者から登録証を回収し、「グリーン経営認証登録事業者」（グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者数・事業者一覧）から抹消します。

なお、有効期間内の取消しの場合であっても、登録時にいただいた登録料金等の返還はいたしません。

### 4. 苦情及び異議申立て

#### 1) 苦情

事業者は、登録、登録の一時停止、あるいは登録の取消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査しその措置を苦情申立て者に対し、書面で通知します。

#### 2) 異議申立て

事業者は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から30日以内に、エコモ財団に対し、書面で異議申立てをすることができます。エコモ財団は、異議申立ての内容を調査し、「異議申立て処理委員会」で検討し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。

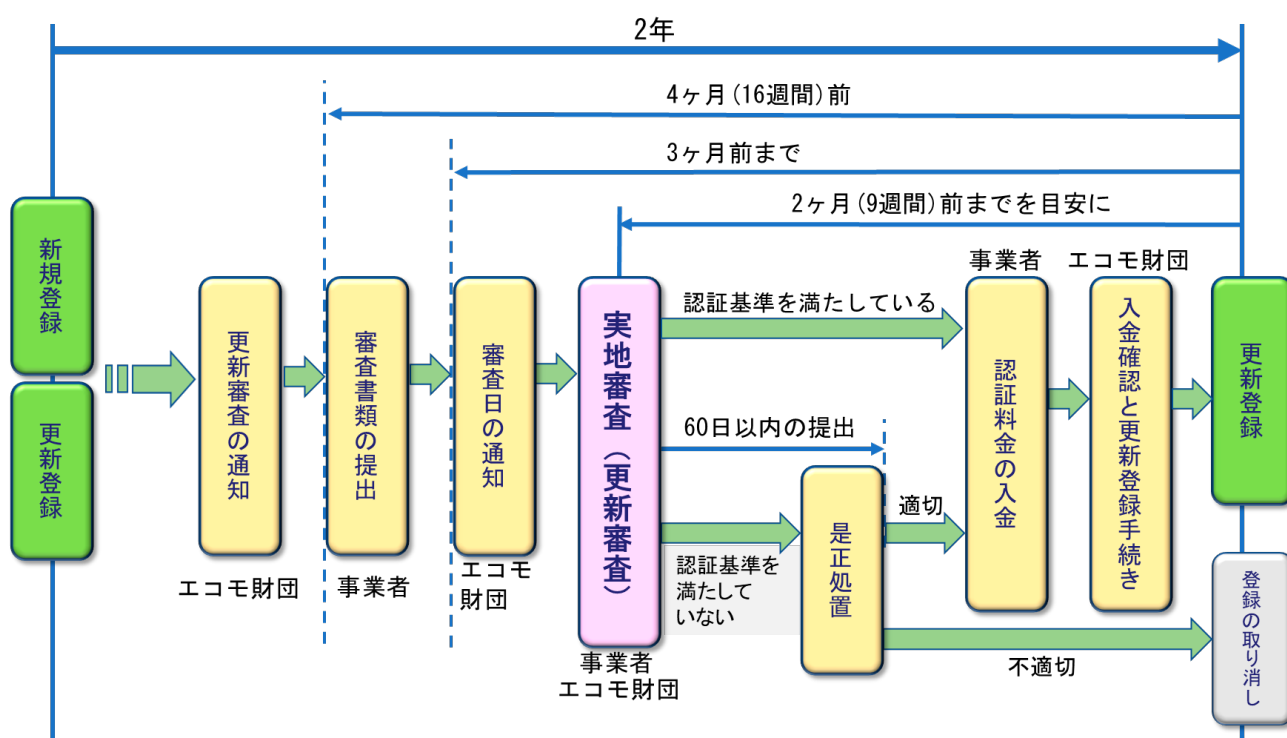
## 5. 更新審査実施要領

登録を維持するためには、新規登録日又は更新登録日から2年目の満了日（以下「登録後2年満了日」という）までに更新審査（新規審査と同様の実地審査）を受けていただく必要があります。

その際の申請書提出、審査、苦情や異議申立てなどに関する規定が以下の更新審査実施要領です。

この要領をお読みいただき、内容をご理解、ご了承の上、更新審査をお受けください。

### 更新審査の流れ



### 1. 更新審査の手順

#### 1) 通知

エコモ財団から、更新審査の4ヶ月（16週間）前までに登録更新の意思の確認と、更新手続きの案内を申請書に記載された「連絡先住所」にお知らせしますので、以下の書類をエコモ財団・グリーン経営のホームページから入手（ダウンロード）してください。

- ① 更新審査申請書（グリーン経営更新審査申請書）
- ② 更新審査登録対象事業所一覧表（グリーン経営更新審査申請書）
- ③ 更新審査申請用チェックリスト（申請用チェックリスト記入用紙）

#### 2) 提出書類と提出期限

##### ① 提出書類

- ・「更新審査申請書」（更新審査登録対象事業所一覧表を含む）

・更新審査申請用「チェックリスト記入用紙」

## ②提出期限

原則として登録後又は更新後2年満了日の3ヶ月前までに郵送又は申請書類 WEB 送信サービスにてエコモ財団・グリーン経営業務室に提出してください（当日消印有効）。

期限までに提出がなかった場合は、エコモ財団より登録更新の意思について確認の連絡をします。登録更新を希望し、かつ正当な理由がある場合は、登録後または更新後2年満了日まで提出の延期を認めますが、登録後又は更新後2年満了日までに提出がなかった場合は、登録が取消されます。

## 3) 審査

### ①登録審査（実地審査）

審査員は、審査当日に事業所を訪問し以下の手順で審査を行います。

- 1) 審査前会議で、審査の進め方の説明と時間割を打ち合わせします。
- 2) 実地審査を行います。
- 3) 不適合事項(認証基準を満たしていない事項)があった場合、責任者に内容を確認します。
- 4) 審査終了後に「審査報告書」を作成します。
- 5) 審査後会議で、審査結果、不適合事項等について責任者に報告します。
- 6) 不適合事項については、「不適合報告書兼是正処置報告書」をお渡しします。（「② 是正処置報告書の提出」参照）。
- 7) 責任者は、「審査報告書」及び不適合事項があった場合には「不適合報告書兼是正処置報告書」に署名してください。
- 8) 全ての審査が終了した後、審査結果をエコモ財団に報告します。

### ②是正処置報告書の提出

不適合事項があった場合は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」の「是正処置の内容」欄に記入して、責任者が確認の上、担当審査員に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。提出期限は、審査日から起算して60日以内です。

「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が、認証基準を満たしていない(是正処置が不十分である)場合は、その旨をご連絡します。

その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出していただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は審査日から起算して60日以内とします。

### ③審査結果の判定

エコモ財団は、審査員が作成した「審査報告書」に基づき審査結果の判定を行います。認証基準をすべて満たしているとエコモ財団が判断した場合に、登録可と判定されます。

不適合事項があった場合は、「不適合報告書兼是正処置報告書」を担当審査員の確認を得て、処置が適切とエコモ財団が判断した後、登録可と判定されます。

前項で再提出された「不適合報告書兼是正処置報告書」で、是正処置が不十分と判断

された場合は、登録はできません。

## 2. 判定結果及び認証費用請求書の連絡

エコモ財団の判定結果及び認証費用の請求書を送付いたします。判定結果が合格の場合は、審査料金と登録料金をご請求いたします。不合格の場合には、審査料金のみご請求いたします。

なお、事業者の事情により審査が開始後2時間未満で中断された場合には審査料5万円を、2時間以上を過ぎて中断された場合には8万5千円を、規定の交通費及び宿泊料と共にご請求いたします。

認証登録は、認証登録証発行日の前々日までにお振り込みいただいたものを登録いたします。

なお、認証登録証発行日は原則として15日、月末（発行日が土曜日・日曜日、休日の場合にはその前の日）となっております。ただし、年末年始、盆休み等の期間には、発行日が変更になる場合があります。

## 3. 登録証の発行

登録が決定された事業者には「グリーン経営認証登録証」を発行します。

## 4. 登録証の交付

登録証は登録対象事業所ごとに交付します。倉庫業及び港湾運送事業の一括申請の場合はそれぞれの事業について交付します。（申請書に記載された「連絡先住所」へまとめて発送）

## 5. 登録を取り消された事業者に対する措置

エコモ財団は、登録の取消しをした場合事業者から登録証を回収し、「グリーン経営認証登録事業者」（グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者数・事業者一覧）から抹消します。

## 6. 苦情及び異議申立て

### 1) 苦情

事業者は、登録、登録の一時停止、あるいは登録の取消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査しその措置を苦情申立て者に対し、書面で通知します。

### 2) 異議申立て

事業者は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から30日以内にエコモ財団に対し、書面で異議申立てをすることができます。エコモ財団は、異議申立ての内容を調査し、「異議申立て処理委員会」で検討し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。